

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1. 競争入札に付する事項

(1) 委託業務題目

地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索調査

(2) 委託業務の目的等

入札説明書による。

(3) 委託業務実施期間

平成29年11月14日（火）から平成30年3月20日（火）

(4) 入札価格の算定

入札価格の算定は、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領の定めにより、適切に行うこと。

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額（入札金額の算定においては、その算定基礎のうち課税仕入れの対象となる経費の消費税及び地方消費税の金額を除く。）に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者（競争加入者又はその代理人を含む。以下同じ。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争に参加する者に必要な資格要件に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成28・29・30年度における「役務の提供等」の競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。

(4) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

(5) 支出負担行為担当官から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3. 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び提案書類の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策研究所 総務課 若宮

電話 03-3581-2391 内線 7012

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年9月12日（火）15時00分から上記3.(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成29年9月15日（金）14時00分

文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

(4) 入札書及び提案書類の受領期限

平成29年10月10日（火）12時00分

(5) 技術審査の日時及び場所

平成29年10月17日（火）14時00分

文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

技術審査の開催時間については、入札者に対して10月16日（月）18時00分までに通知する。

(6) 開札の日時及び場所

平成29年10月31日（火）14時00分

文部科学省 16階 科学技術・学術政策研究所 小会議室（16V）

4. その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

① この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に総合評価のための書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

② この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

② 4(3)②の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を実施できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

平成29年9月7日

支出負担行為担当官

科学技術・学術政策研究所長

加藤 重治

仕 様 書

1. 委託業務題目

地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索調査

2. 委託業務の目的

科学技術によるイノベーションの創出にあたり、鍵となる知的財産の創出と産学官連携を通じた活用、地域イノベーション、イノベーションを支える基盤（人材，知，資金が集結する「場」等）に関する状況，問題点や課題などを明らかにすることを目的として，我が国の地域イノベーションエコシステムについて調査研究を実施する。そして，本調査研究をもとに，我が国の地域性を踏まえたイノベーションエコシステムに関する政策への示唆を得る。

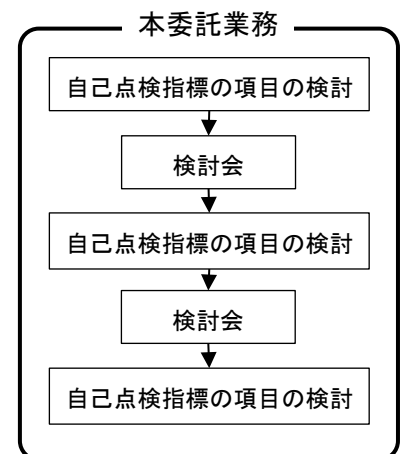
本委託業務において，これら調査研究の目的を果たすため，地域性を踏まえた地域イノベーションエコシステムの実働を各地域で自発的に促すための地域イノベーションに関する自己点検指標（チェックシート）となる項目の探索を実施することを目的とする。

3. 委託業務の内容

受託者は，上記目的を達成するため，以下の探索を行い，その結果を報告書に取り纏めること。

（１） 地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索

受託者は，科学技術・学術政策研究所担当者（以下，「担当者」という。）と協議のうえ，地域イノベーションエコシステムに関する要件あるいは阻害要因を把握した上で，地域性をも踏まえた地域イノベーションエコシステムの実働を各地域で自発的に促すための地域イノベーションに関する自己点検指標となる項目を探索し提案すること。項目の決定にあたっては，予め担当者の了承を得ること。



（２） 検討会の実施

受託者は，地域イノベーションに関する自己点検指標となる項目の探索を行うために，科学技術・学術政策研究所担当者（以下，「担当者」という。）と相談のうえ，担当者が指定する関係省庁の地域イノベーションに関する担当者および当研究所が指定する地域の関係者が参加する検討会を実施すること。また，受託者は，①に示す検討会概要に基づき運営計画を策定し，②～⑤の業務を遂行すること。なお，検討会の実施にあたっては，予め担当者の了承を得ること。

① 検討会概要

実施回数： 2回程度

実施時間： 各回3時間程度

参加者： 各回7～10名程度（うち地域からの参加者4名程度）

実施内容： 「地域イノベーションに関する自己点検指標の在り方」をテーマとして，地域イノベーションのエコシステムに資する自己点検指標について検討を行い，結果をとりまとめる。

② 開催準備

(ア) 参加者の確保

担当者が指定する関係省庁の地域イノベーションに関する担当者を参加者とすること。また、担当者が指定する地域（候補地域から2ヵ所程度）を対象とした、地域の産学官金の各機関及び市民（NPO 関係者等）から参加候補者を選定すること。（候補地域：北海道，静岡（浜松市），大阪，兵庫，福岡，岩手，宮城，秋田，石川，山梨，和歌山，愛媛，福島 等）

参加者および参加候補者に対し説明・依頼を行い，バランスを考慮して所定の人数を確保すること。参加者の氏名，所属，属性（性別，年代），連絡先を含む参加者名簿を作成すること。

(イ) 日時設定と会場手配

参加者間の日程調整を行い，開催日時を設定すること。

基本的に東京での開催とし，担当者が指定する会場を調整すること。（会場費の計上は必要なし。）

(ウ) 参考資料の作成及び準備

検討会に用いる資料等の準備をすること。担当者と協議のうえ，参加者間で議論の背景を共有するためと議論を促すための参考資料を，関連統計・推計を収集し，作成し，印刷の上当日配布すること。ただし，当該地域の情報が存在しない場合は，広域（県レベル）情報で代替すること。

③ 検討会の運営

全体の進行管理，並びに，議論の促進，調整等を行うこと。検討の記録（写真，録音）を行うこと。会場設営と原状復帰を行うこと。

④ 検討会実施に係る事務処理

参加者に対する事務処理業務（謝金・交通費支払い，必要に応じ委嘱等）を行うこと。なお，出席謝金単価は，当研究所の規定または当該地域自治体の標準単価による。

⑤ 検討会結果のとりまとめ

各検討会の検討過程及び結果をとりまとめ，報告書を作成すること。報告書には次の（ア）～（ウ）の内容を含むこと。なお，参加者には，（ア）についての内容確認，及び報告書の名簿に氏名掲載可否の確認を行うこと。

(ア) 各検討会の取りまとめ

- 議論の過程と結果
- 全体まとめ

(イ) 総合取りまとめ

各検討会の結果を踏まえた総合的なまとめ

(ウ) 付録

検討の記録（参加者名簿，検討過程・検討風景の写真）

(3) 結果のとりまとめ

受託者は、3.(1)～(2)で得られた結果に基づき必要な考察を行った上で、地域イノベーションに関する自己点検指標となる項目を考案し、成果報告書を取りまとめること。

4. 委託業務実施期間

契約締結日から平成30年3月20日まで

5. 納品物

受託者は、委託業務の成果として次のものを納品すること。

- 業務成果報告書[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)及び紙媒体1部]
- RAWデータ[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]
- その他必要に応じて作成した資料データ[電子媒体(DVD-RまたはUSBメモリ)]

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2中央合同庁舎第7号館東館16階
文部科学省科学技術・学術政策研究所 第2調査研究グループ

7. 応札者に求める要求要件

(1) 業務遂行の要件

- ① 本委託業務の遂行に必要な第5期科学技術基本計画及び地域イノベーションエコシステム(地方自治体、試験研究機関、地方銀行および学術機関等)並びにそれらに関連した関係省庁の地域イノベーションに係る施策に関する十分な知識と調査の経験を有していること。
- ② 本委託業務の実施予定組織もしくは部門が、プライバシーマーク、ISMS認証、TRUSTeマークの少なくともいずれか一つ以上の認証を受けていること。

(2) 「評価項目及び特定配分基準」に示された要求要件

- ① 上述の(1)に加え、本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、別に示す総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」による。
- ② 「評価項目及び特定配分基準」に示す要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

(3) 要求要件の詳細

別紙の総合評価基準の「評価項目及び得点配分基準」と同様。

8. 無償貸与を行う物品

『地域イノベーションシステムに関する意識調査報告』（調査資料-260, 2017年）

9. 守秘義務

（1） 受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏浪してはならない。

（2） 受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

10. その他

（1） 受託者は、この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、担当者と適宜協議を行うものとする。

（2） 本委託業務の実施にあたっては、科学技術・学術政策研究所委託契約事務処理要領により適切に行わなければならない。

以上

総合評価基準

本資料は、支出負担行為担当官科学技術・学術政策研究所長が委託する「地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索調査」に係る入札の評価に関する基準について規定したものである。

1. 入札価格の評価方法

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

なお、入札価格点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

2. 技術等の評価方法

入札に係る技術等の評価は、別冊の仕様書、別紙の評価項目及び得点配分基準及び加点付与基準（以下「評価基準」という。）に基づき以下のとおり評価を行う。

なお、仕様書及び評価基準に記載されていない技術等は評価の対象としない。

また、仕様書及び評価基準に記載されている技術等であっても、入札に係る技術等が科学技術・学術政策研究所としての必要度・重要度に照らして、必要な範囲を超え、評価する意味のないものは評価の対象としないことがある。

- (1) 評価基準に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求要件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ評価基準に示す加点の点数の範囲内で得点を与える。
- (2) 仕様書に記載する技術等の要求要件（以下「技術的要件」という。）を満たしているか否かの判定及び評価基準に基づき付与する得点の判定は、技術審査会等において、提出された総合評価に関する書類その他入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。
- (3) 技術点は、各技術審査職員等が採点したものの平均点を用いることとし、その平均点については、小数点以下3位を切り捨てるものとする。

3. 得点配分

区分	入札価格点	技術点	合計
配点	50	100	150

4. 総合評価の方法

- (1) 入札価格及び技術等の総合評価は、次の各要件に該当する入札者のうち、1の入札価格に評価方法により得られた入札価格の得点に2の技術等の評価方法により得られた当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行い、当該数値の最も高い者を落札者とする。

- ① 予定価格の制限の範囲内の入札価格を提示した競争加入者であること。
- ② 入札に係る技術等が仕様書で規定する技術的要件のうち必須とした要求要件を全て満たしている技術等を提案した入札者であること。

- (2) 上記数値の最も高い者が2人以上であるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かないものがあるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

「地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索調査」

評価項目及び得点配分基準（＊：必須の事項 ●：価格と同等に評価できない項目）

区分	評価項目（要求要件）	基礎点	加 点
●	1. 調査業務の実施方針	25	25
	1-1. 調査内容の妥当性、独創性	10	10
	* 1-1-1. 仕様書記載の調査内容について全て提案されていること。 （仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じ加点する。）	5	10
	* 1-1-2. 偏った調査内容となっていないこと。	5	/
	1-2. 調査方法の妥当性、独創性	10	10
	* 1-2-1. 調査の抽出・分析方法が妥当であること。 （分析手法に事業成果を高めるための工夫があればその内容に応じて加点する。）	5	10
	* 1-2-2. 調査項目・調査手法が明確であること。	5	/
	1-3. 作業計画の妥当性、効率性	5	5
	* 1-3-1. 作業の日程・手順等に無理が無く、目的に沿った実現性があること。 （作業の日程・手順等が効果的であれば加点する。）	5	5
	2. 組織の経験・能力	15	12
	2-1. 組織の類似調査業務の経験	5	4
	* 2-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 （類似調査の実績内容により加点する。）	5	4
	2-2. 組織の調査実施能力	10	4
	* 2-2-1. 業務を実施する人員が確保されていること。	5	/
	2-2-2. 幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していれば加点する。	/	4
	* 2-2-3. 業務を実施する上で適切な財政基盤、経理能力を有していること。	5	/
	2-3. 調査業務に当たってのバックアップ体制	/	4
	2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制が組まれていれば加点する。	/	4
	3. 業務従事予定者の経験・能力	10	10
	3-1. 業務従事予定者の類似調査業務の経験	5	5
	* 3-1-1. 過去に類似の調査を実施した実績があること。 また、地域の自治体や金融機関などへの意識調査等の実施経験があること。 （業務従事予定者が過去に研究機関の類似調査の受託実績を有していれば加点する。）	5	5
	3-2. 業務従事予定者の調査内容に関する専門知識・適格性	5	5
	* 3-2-1. 調査内容に関する知識・知見を有していること。 特に、地域における産学連携及び地域連携の知識を有すること。	5	/
	3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークを有していれば加点する。 特に地域における自治体等との人的ネットワークを有していること。	/	5
	4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	/	3
	4-1. ワーク・ライフ・バランス等の取組	/	/
	4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。（ワーク・ライフ・バランス等のとりくみに関する認定内容等により加点する。 ○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）を受けていること。又は、一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る ○ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けていること。 ○ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。	/	3
	合 計	50	50

注 価格点：技術点 = 50点：100点（1：2）

※ 小数点以下の特典が発生した場合は、四捨五入等を行わずに合計点数を算出する。

「地域イノベーションに関する自己点検指標の項目探索調査」加付付与基準

加 点 評 価 項 目	評 価 区 分		
	大変優れている	優れている	やや優れている
1. 調査業務の実施方針			
1-1-1. 仕様書に示した内容以外の独自の提案について	10	6	2
1-2-1. 分析手法に業務成果を高めるための工夫について	10	6	2
1-3-1. 作業の日程・手順等の効率性について	5	3	1
2. 組織の経験・能力			
2-1-1. 類似調査の実績内容について	4	2	1
2-2-2. 幅広い知見・人材ネットワーク・優れた情報収集能力について	4	2	1
2-3-1. 円滑な業務実施のための人員補助体制について	4	2	1
3. 業務従事予定者の経験・能力			
3-1-1. 研究機関の類似調査の受託実績について	5	3	1
3-2-2. 調査内容に関する人的ネットワークについて	5	3	1
4. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。		
4-1-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組について			
○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業）等			
・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		1	
・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）		2	
・ 認定段階3		3	
・ 行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動改革を策定している場合のみ）		0.5	
○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）			
・ 旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正前の		1	
・ 新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年構成労働省令第31号）による改正後の		1.5	
・ プラチナくるみん認定		2	
○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定			
・ ユースエール認定		2	
※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。			